

## 市民意見の募集結果

## 1 募集の実施

- (1) 期 間 平成22年11月9日(火)から12月8日(水)まで(30日間)
- (2) 募集方法 ○広報発表(11月9日(火))  
○リーフレット等の配布, ホームページへの掲載
- (3) 提出方法 FAX, 郵送, 電子メール又は持参のいずれかにより提出
- (4) 備 考 第2次京都市生活安全基本計画(仮称・素案)と合わせて実施

## 2 結果概要

## (1) 提出人数 … 35名

## &lt;内訳&gt;ア 犯罪被害の有無

あり…3名, なし…18名, 無記入…14名

イ 年齢 20歳代…0名, 30歳代…2名, 40歳代…5名,  
50歳代…4名, 60歳代…8名, 70歳代…7名,  
80歳以上…4名, 無記入…5名

ウ 性別 男…27名, 女…3名, 無記入…5名

エ 住所 京都市内…25名, 京都市外…5名, 無記入…5名

## (2) 意見総数 … 122件

## &lt;内訳&gt;

内 容	件数	内 容	件数
1 「条例の目的」について	18	5 「市民の責務」について	12
2 「用語の定義」について	19	6 「事業者の責務」について	13
3 「基本理念」について	12	7 「民間支援団体の責務」について	12
4 「本市の責務」について	11	8 「検討中の支援策の例」について	25
計 122件			

## パブリックコメントでの全意見一覧及び対応(提出者数:35名 意見総数:122件)

No.	被害 経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
<b>1 「条例の目的」について:18件</b>				
1	なし	目的はこれで良い。	感想	-
2	-	犯罪被害を回復するのは、実際にはなかなか難しいことかもしれないが、支援する体制があるのとないのでは大きな差があると思う。	感想	-
3	なし	この文章の下段の、犯罪被害者等が受けた被害の回復がよい考えだと思う。	感想	-
4	なし	犯罪被害者への支援は、やらないよりやったほうがいいが、国とか少なくとも府県単位で実施しないと効果が出ないと思う。	感想	-
5	-	少数の被害者個人の問題は、自治連合会・町内会などには全く関係のないことである。被害者個人の問題である。被害者は加害者に支援を求めるべきであり、行政や地域が関与すべき問題ではない。	参考意見	-
6	-	市民1人1人が自覚をもって対応する。	感想	-
7	-	犯罪が起こらない事が一番大事である。条例の目的は大変に良い事だと思う。	感想	-
8	なし	理念を条例化する意図がわからない。理念は立派であるが、これを条例化するよりは、具体的な支援策について、個別に条例化することの方が大切だと思う。	意見	理念だけではなく、具体的支援策についても条文化します。
9	なし	「被害の回復及び軽減」を「被害の回復及び心身の軽減」とすべきである。	参考意見	-
10	-	人の支えを無くすことの負担は心のダメージが非常に大きく、必要な条例だと思う。	感想	-
11	なし	徹底して犯罪被害者の視点に立った、本人情報漏洩の防止、本人救済の条例制定が必要不可欠。	感想	-
12	あり (本人、 家族)	原案に賛成する。	感想	-
13	あり (本人)	良い条文である。	感想	-

No.	被害経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
14	-	基本理念を定め、事業者及び特に民間支援団体の責務を明らかにすることはとても良いことである。	感想	-
15	なし	的確な条文だと思う。	感想	-
16	-	市民が利用しやすく、分かりやすくすること。アルコール中毒者から小中学生及び市民も守る条例とされたい。	参考意見	-
17	あり (本人)	犯罪加害者は自首しない限り何の苦痛や負担もなく、逮捕されても犯罪加害者の人権はしっかりと保護される。それに対して、犯罪被害者は、自ら負担して、警察に訴え、捜査が進展しなければ、自ら努力して犯罪者を捜索しなければならない。 犯罪加害者には更生の機会が与えられるが、犯罪被害者にとって、侵害された人権は深い傷となっていていつまでも消えない。まして、命を奪われた被害者の人権はまったく元に戻らない。 犯罪被害者の支援として重要なことは、犯罪加害者が野放しにならないこと、犯罪加害者に対し、犯した罪に見合う処罰が下され執行されること、再発が防止されること、こうしたことが、犯罪被害者が負担することなく当たり前に実現することである。 以上のような内容が、目的あるいは基本理念に追加されるとともに、支援策に具体的な取組が盛り込まれるべきである。	参考意見	-
18	なし	犯罪被害者・事故被害者・DV被害者はもちろんのこと、冤罪による誤認逮捕者は、無罪判決が確定しても本人とその家族は一生の苦痛を背負うので、犯罪被害者よりも重症であることを知るべきである。全ての事項において、再発防止に取り組むことを社会的責任に掲げるべきで、尼崎での脱線事故の遺族はそれを訴えているはずである。	感想	-

## 2 「用語の定義」について:19件

19	-	犯罪被害者として支援（住居など）を受ける要件は被害届の提出か？DVや性暴力など、被害届を様々な理由で出せないケースにはどのように対応するのか？	質問	具体的な対応方法については、施策の実施に当たり検討していきます。
20	なし	「犯罪等」について、詳細に定めることができるのであれば、附則等で分かりやすく明記する方がよい。	参考意見	-
21	なし	この文章の、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう、とされておりますが、このとおりだと思います。この中には多くの暴力も入ると思います。これも含むと思います。	感想	-

No.	被害 経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
22	なし	対象者の枠組みをどう定義するのか、難しいと思う。犯罪の少ないまちづくりのほうが、先決と思う。	感想	-
23	-	被害者支援	感想	-
24	なし	犯罪等に自殺者の家族や遺族も含まれるのか。また、職場などのパワーハラスメントや学校でのいじめについても対象にしてほしい。	参考意見	-
25	-	私達の生活の場であまり使わない用語である。	感想	-
26	-	被害者自身に原因がある場合など、被害者を特定すべきである。	意見	「支援を行わないことができる場合」を条文化します。
27	-	市民が市外で犯罪に遭った場合も対象となるのか。 また、市内の外国人も対象になるのか。	質問	市民が市外で犯罪に遭った場合も支援対象とします。また、市民以外で、本市で犯罪被害に遭われた旅行者や一時滞在者（外国人を含む）も支援対象とします。個別の支援策の対象については、今後検討します。
28	-	心身の被害が分かるのか。	質問	犯罪被害者等の立場に立ち、各主体が判断するものと考えています。
29	-	関係機関を具体的に特記したら良いと思う。	参考意見	-
30	-	連携・協力を密にするために、もう少し具体的に定めるべき。	参考意見	-
31	-	各種支援団体との連携を強化すべき。	意見	御意見の趣旨を踏まえ、条文化します。
32	-	犯罪は、殺人、放火、交通事故、金銭貸借、暴力等が思い浮かぶが、犯罪被害者等の「等」は、犯罪の種類か被害者の範囲なのか。「等」の表記が必要か。「等」では拡大解釈される。例示を書けば長くなるだろうが、解釈しなくても理解される表記をしてほしい。	参考意見	-

No.	被害 経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
33	-	「及び」とはどういう意味か。「等」の説明か。選別しているのか。	質問	「及び」以降については「等」の説明です。
34	あり (本人)	内容が良いと思う。	感想	-
35	-	関わっている者にはよくわかるが、そうでない人にはあまり知られていないように思う。一般市民にわかれば良いと思う。	感想	-
36	なし	具体的な内容になっていると思う。	感想	-
37	なし	事故被害者も含まれるのであれば、名称は「犯罪等被害者支援条例」とするのが妥当である。あらゆる被害者の支援に対応できる名称を求める。	参考意見	-

### 3 「基本理念」について: 12件

38	なし	基本理念はこれで良い。	感想	-
39	-	支援は、犯罪被害者等の立場で行われることが大切だと思う。	感想	-
40	-	犯罪防止	感想	-
41	-	平穏な生活を営むことができるように、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく皆で見守っていくことが大切である。	感想	-
42	なし	良き方向で推進をお願いします。	感想	-
43	-	犯罪被害者の生活への影響を誰が判断するのか。	質問	犯罪被害者等の立場に立ち、各主体が判断するものと考えています。
44	なし	マスコミの過熱報道により、犯罪被害者がいわゆる二次被害に直面する場合も多いと思うが、そのあたりについてどう言及するのか。報道の自由の名の下にマスコミの独善的な行動が横行するのを見逃すべきではない。	意見	報道機関は関係機関に含まれます。
45	-	理念には賛意を表す。この理念をどのようにして市民に呼びかけるのかが重要である。	感想	-
46	あり (本人)	理念がまとまっている。	感想	-
47	-	実行に移せばとても良いことだと思う。	感想	-

No.	被害経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
48	なし	目的に基づいた理念にまともまっていると思う。	感想	-
49	なし	犯罪などの再発防止のために、被害者の切実な訴えを公正に反映させることが大切で、むしろ、その原因にある犯罪者の心理や企業などの組織体質の是正に努めることも必要である。それらがほとんど行われていない。	感想	-

#### 4 「本市の責務」について:11件

50	-	支援で得た知識やノウハウを、犯罪防止につなげていくよう、関係機関との連携を図っていくべき。	意見	「目的」に、安心して暮らすことのできる市民生活の実現を明記します。
51	なし	責務はこれで良い。	感想	-
52	-	国や府との役割分担は、市民に分かりやすく整理される必要があると思う。	感想	-
53	-	行政、市民合同による防止	感想	-
54	-	国及び京都府との適切な役割分担を踏まえ、被害者支援のための施策を策定し、実施されていくことを望む。	感想	-
55	なし	国と京都府との支援分担を明記し、経済的施策を取り入れて欲しい。	意見	経済的支援として、生活困窮者への生活資金の給付等を条文化します。
56	-	関係機関との連携を充実すべきである。	感想	-
57	なし	連携・協力の他に、役割によっては本市が率先垂範して他の関係機関に働きかけ、責務を果たしていく主導的取組の標記も必要ではないかと思う。	意見	御意見の趣旨を踏まえ、条文化します。
58	あり (本人)	具体例があればと感じた。	感想	-
59	なし	具体例があればと感じる。	感想	-
60	なし	全ての自治体に共通することを責務とするべきである。昨今は行政の不祥事で市民の被害が大きくなっており、冤罪や捜査機関による捏造を未然に防止するための機構を、市民と協働で設立することが急務である。	感想	-

No.	被害 経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
<b>5 「市民の責務」について:12件</b>				
61	-	具体的にどのような方法で実現していくのか。	質問	広報及び啓発についても条文化します。
62	なし	責務はこれで良い。	感想	-
63	-	「孤立させない」という観点は、非常に重要だと思う。	感想	-
64	-	犯罪の起こらない状況をつくる	感想	-
65	-	犯罪被害者等を地域社会で孤立させないで、皆で心を開いて応援していくことが大切である。	感想	-
66	なし	市民の責務は努力とすべきではないのか。	意見	条文において、努力義務としています。
67	-	近所の出来事以外、被害者を知る機会はほとんどない。	感想	-
68	-	誰が被害者かわからなければ意味がない。	感想	-
69	なし	孤立させまいと立ち入り過ぎたおせっかいが、被害者の心を傷つけてしまうことにもなりやすいので、‘良き隣人は良い塀をつくる’を心がけ、温かく見守ることも必要である。	感想	-
70	-	犯罪被害者等だけを擁護するだけでなく、害を与えることのないよう、未然に防ぐことが先ではないか。	参考意見	-
71	なし	市民、事業者、民間支援団体の「責務」という用語が使われているが、これには違和感を感じる。当然、市には責務あるが、市民などに責務があるはずはなく、違う用語にすべきである。	参考意見	-
72	なし	NPOや市民活動団体が、個別に支援を行っていることを一体化できるようなネットワーク化が必要である。特にDV被害者の支援団体は虐待予防の団体と常に連携して、家庭内での密室による致傷行為の防止に取り組むべきである。	感想	-

No.	被害 経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
<b>6 「事業者の責務」について:13件</b>				
73	-	仕事は被害者の生活を支える背骨なので、事業者に対して、しっかりとした啓発、教育、相談機関が必要。	感想	-
74	なし	責務はこれで良い。	感想	-
75	-	当然の対応が書かれているが、改めて明記することは、やはり意義があると思う。	感想	-
76	なし	条文があいまいであり、もう少し明確にすべきと思う。	参考意見	-
77	-	従業員1人1人に責任を持たす	感想	-
78	-	被害者の状況を踏まえ、十分に配慮した対応に努め、応援していく。	感想	-
79	-	具体的な対応を定めるべきである。	参考意見	-
80	なし	被害者の心のケアに配慮した職場環境づくりも大変重要な責務である。	感想	-
81	あり (本人)	対応の具体例の記述があればと思う。	参考意見	-
82	-	心のケアもよいけれど、差別的な行動は避けた方がよいのではないか。	感想	-
83	なし	対応の具体例の記述があればと思う。	参考意見	-
84	なし	マスコミによる二次被害も大きいと思います。事業者の責務に入れるか、特別に項目を作ってはどうか。	意見	基本理念において明記しています。



No.	被害 経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
85	なし	鉄道事業者の体質こそが被害者支援の放棄である。「痴漢被害」を、単なる体臭を拒絶する要求と混同して、「女性専用」を乱立させることにより、更なる悪質化になり、犯罪者である証拠を提示することなく無実の者に降車命令させるからこそ、「痴漢冤罪」の構図にもなる。	感想	-

## 7 「民間支援団体の責務」について:12件

86	-	京都犯罪被害者支援センターでは、DVや性犯罪被害者のケアについて、どのくらい専門知識を持った職員がいるのか。	質問	同センターには、これまでからDVや性暴力被害者からの相談も多く寄せられています。必要な対応やケアについて、専門家や関係機関とも連携しながら、支援を行っています。
87	なし	責務はこれで良い。	感想	-
88	-	こういった民間の団体の重要性は、今後ますます高まっていくと思う。	感想	-
89	-	市民を守る安心安全なまちづくり	感想	-
90	-	犯罪被害者の支援に関する施策に協力するように努める。	感想	-
91	なし	ボランティアで行っていることをわかるようにすべきである。	参考意見	-
92	-	支援団体との連携を強化すべき。	意見	基本理念において明記しています。
93	-	頑張ってもらいたい。	感想	-
94	なし	抽象的な協力ではなく、民間支援団体が主体的に行う「助言」「相談」等の具体的な支援内容を明記した方が良い。	参考意見	-
95	-	民間にも協力してもらい、被害者を少なくすることはとても良いことである。	感想	-
96	-	民間支援団体でも何もできないことが多くある。	感想	-

No.	被害 経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
97	なし	痴漢被害の重症化も痴漢冤罪の増加も、防犯をきちんとしていないからである。また、鉄道警察隊は犯人逮捕後の再発防止について指導しているのか疑わしく、被害の再発防止にはNPO・市民活動団体の活動が必要不可欠である。	感想	-
<b>8 「検討中の支援策の例」について:25件</b>				
98	-	民間支援団体への資金提供を行ってほしい。また、被害直後の一時利用住居の提供について、DVや性犯罪被害者には、被害直後だけではなく、平穏な生活を営むことができるようになるまで、提供してほしい。	意見	施策の実施に当たり、検討していきます。
99	-	京都市には外国人が多いため、外国人も被害者になり得る可能性が高いことから、外国語ができるボランティアが必要である。そのような人材を登録し、研修することを支援してほしい。	意見	施策の実施に当たり、検討していきます。
100	なし	地域での係わり方、個人情報への配慮を考慮したスムーズな対応ができるような策を望む。	感想	-
101	なし	報道機関による過熱報道に対し、犯罪被害者を保護する支援策を例示してほしい。	意見	被害直後の一時利用住居の提供を条文化します。
102	-	いずれも大切な取組である。	感想	-
103	なし	支援対象者について具体的に記述がなく、観光客も含まれるとあるが、京都で被害にあつて、被害者が地元へ帰った場合、どのような支援ができるのか。(特に被害者が外国人観光客の場合、母国に帰ったら、その国の支援団体に協力を求めるとしても、1自治体だけで協力体制、ネットワークを築くのは困難と思う。)	質問	施策の実施に当たり、検討していきます。
104	なし	結果処置だけでなく、予防対応も必要と思う。	感想	-
105	-	安心安全高齢者の支援	感想	-

No.	被害経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
106	なし	被害者が、生活費に困窮する可能性が大であることを考慮し、市で迅速に生活費（3箇月分くらい）を貸し付ける制度創設を検討することを望む。 その貸付金の原資は、市が市民・事業者に呼びかけて基金をつくり、その金利を充当すればどうか。	参考意見	-
107	なし	被害者の長期的な生活を支援するために、職業訓練が必要になる場合も考えられるので、事業者やハローワークと提携していくことも考慮する必要がある。	意見	基本理念において明記しています。
108	なし	生活資金、住居、雇用など全般にわたる総合相談窓口を、国、府、市、民間が共同で設置することを望む。	参考意見	-
109	なし	弁護士やカウンセリングの斡旋や費用を支援してほしい。	参考意見	-
110	-	特に相談・情報の交換を行い、一定の生活回復に向けた支援が必要。	意見	御意見の趣旨を踏まえ、条文化します。
111	なし	自治会と連携した支援が必要である。	感想	-
112	なし	市民の被害者支援への積極的な参加が必要である。	感想	-
113	-	被害者を理解し、支援する社会の風潮を醸成するための活動が重要である。	感想	-
114	-	予算の確保が心配である。	感想	-
115	-	漠然とした例なので具体的な内容が知りたい。	感想	-
116	なし	支援策の中身が分かるこのような具体例を数多く提示することは、分かりやすく良い。 具体事例を多く挙げ、親しみやすく理解しやすい条例とすべき。	感想	-
117	-	市民への啓発が重要だと思う。精神的被害からの回復に向けた心のサポートの充実は具体案なのか？	質問	御意見の趣旨を踏まえ、条文化します。
118	あり (本人)	公的支援の拡充と、今後は民間ボランティア団体のアシストが必要となると思う。より具体的支援のための支援を考えてほしい。	意見	御意見の趣旨を踏まえ、条文化します。

No.	被害 経験	御意見(要旨)	意見の カテゴリ	修正等の内容
119	-	私もボランティアをしているのですが、関わり方等どれだけの範囲でやればわかりません。民間支援の具体的なやり方があれば良いのだが。	感想	-
120	なし	公的支援の拡充と、今後は民間ボランティア団体のアシストが必要となると思う。より具体的支援のための支援を考えてほしい。	意見	御意見の趣旨を踏まえ、条文化します。
121	-	民間支援団体の活動及び行動も制限がありすぎることに。	感想	-
122	なし	被害者支援とは再発防止策の実践であることを念願に、鉄道事業者のガバナンスを確立させるべきである。	感想	-

犯罪被害者等支援条例（骨子案）リーフレット配布先一覧

NO.	配布先	部数
1	きょうと安心安全ワークショップ参加者へ郵送	64
2	京都商店連盟※ ※は懇話会委員選出団体	25
3	京都市防犯推進委員連絡協議会※	13
4	京都市地域女性連合会※	110
5	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議※	1
6	京都市保護司連絡協議会※	120
7	京都市PTA連絡協議会※	3
8	住みよい京都をつくる婦人の会※	18
9	京都市地域生徒指導連合会※	110
10	京都市少年補導委員会※	20
11	京都犯罪被害者支援センター※	110
12	京都市老人クラブ連合会※	20
13	京都府警察本部生活安全部※	10
14	京都府警察本部交通部※	10
15	緒方委員（生活安全施策懇話会）	30
16	川本委員（生活安全施策懇話会）	30
17	谷口委員（生活安全施策懇話会）	50
18	奥村委員（犯罪被害者支援策研究会座長）	30
19	京都産業大学（新恵里准教授ゼミ）	30
20	犯罪被害者等を支える府民の集い	650
22	京都弁護士会	35
23	日本賃貸住宅管理協会京都府支部	3
24	京都福祉サービス協会	3
25	各区生活安全推進協議会等	923
26	西京区民ふれあいまつり（11/20西文化会館）	70
27	やましな区民まつり（11/23、山科中央公園）	300
28	市役所案内所（本庁舎・北庁舎）	40
29	各区役所・支所（まちづくり推進課）	420
30	各出張所	150
31	京北出張所	30
32	市役所情報公開コーナー	20
33	京都市図書館	200
34	京都市文化会館	50
35	アスニー（京都市生涯学習センター）	20
36	京都市景観・まちづくりセンター	20
37	京都市市民活動総合センター	20
38	キャンパスプラザ京都（京都市大学のまち交流センター）	20
39	京都市青少年活動センター	70
40	京都市観光協会	10
41	広報発表・市会	120
	合計	3,978

※ 本冊は、HPのほか、市役所情報公開コーナー、区役所・支所、出張所などで配布

# 支援策及び条例案

## ～第3回研究会以降の検討状況～

### 1 パブリックコメント（条例骨子（案））の実施に当たって反映したもの

#### （1）「犯罪等」の定義（リーフレット「2 用語の定義」）

今後、質問が寄せられることが予想される。  
→ リーフレットに、下線及び説明を付記

- ◆犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。  
※身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条など）

#### （2）民間支援団体に対する支援（リーフレット「8 検討中の支援策の例」）

民間支援団体の活動促進，市への提言なども重要ではないか。  
→ リーフレットに次の説明を付記。また，「民間団体の責務」においては，民間支援団体自らが支援を推進することとしている。

- ◆民間支援団体に対する支援  
民間支援団体の活動促進のための助言，情報提供などの必要な施策の実施

### 2 パブリックコメントの結果と併せて検討することとしたもの

#### （1）条例の目的

直接的には被害者を支援する施策を定めるものだが，より大きな目的として，被害者を支援することが，すべての市民にとって得をする（良い影響を受ける，恩恵を享受する）ことであり，安心安全に暮らせる市民生活の向上や社会の安定と発展につながるということを明記してはどうか。

→ 「1 条例の目的」の後段に文言追加。

<変更前>「…犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。」

↓

<変更後>「…犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り，もって安心して暮らすことのできる市民生活の実現に寄与することを目的とする。」

#### （2）心のケアの充実について（「精神的被害からの回復に向けた支援」関連）

※第2回で意見，以後検討中

→ 犯罪被害者の心のケアに関して，医師による医療ケア等を充実することを検討中。

#### （3）法教育の推進（規範意識の醸成）等について（条文を新設）

法教育（法的なものの考え方，ルールを守る）の推進について，別に条文を設けることを検討してほしい。特に，学校教育の場などでの取組が重要。

→ 条文を新設（調整中）

（教育活動の推進）

本市は，学校，家庭及び地域社会の連携の下，自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとする。

京都市における犯罪被害者等支援に関する  
条例及び支援策について  
(報告書)

平成 22 年 12 月

京都市犯罪被害者支援策研究会

## <はじめに>

犯罪等による被害者やその家族又は遺族については、命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を取られるなどの直接的な被害だけでなく、被害後に生ずる精神的な苦痛や身体の不調、捜査や裁判における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさや中傷、報道等によるプライバシーの侵害など、二次的な被害にも苦しめられている。しかし、犯罪被害者等の多くは、これまで十分な支援が受けられず、深刻な状況に置かれてきた。

だれもが犯罪の被害者になる可能性がある。被害者の置かれたこうした状況を理解し、犯罪被害者等の立場に立って考え、支えていくことが今、市民一人ひとりに求められている。

犯罪のない安心して暮らせる安全なまちづくりを築くことはもとより、一方で現実に発生した犯罪による被害者が、元の平穏な生活を取り戻すために、社会全体で支援することが非常に重要である。

国においては、平成17年4月1日に犯罪被害者等基本法が施行されたが、施策の基本理念とともに国や地方公共団体の責務が明確に定められ、地方公共団体においては、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を策定し、実施することとされた。平成17年12月には犯罪被害者等基本計画が策定され、犯罪被害者等及びその支援に携わる関係者の要望に基づく具体的な施策の実現を図る内容となった。しかしながら、策定から5年目を迎えた現在、まだ実現されていないものも少なくない状況の中、必要な見直しを行い、来年度からの5箇年を期間とする第二次計画の策定が進められている。

こうした中、全国的には60余りの市区町村において、犯罪被害者等に対する支援に関する単独条例を制定しており、京都府内においても、久御山町（平成21年4月1日施行）、宇治市（平成22年4月1日施行）、城陽市（平成22年10月1日施行）において、それぞれ条例が制定されている。

京都市においては、生活安全条例（平成11年4月1日施行）に基づく基本計画において、取組の8つの柱の一つに「被害者等への支援の推進」が位置付けられ、社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援や、京都府犯罪被害者支援連絡協議会への参画等が行われてきた。こうした中で、京都市長から、より一層の支援を推進するために、犯罪被害者等の支援に関する条例制定を目指す方針が出され、生活安全施策懇話会に対して諮問が行われたところであり、本年7月に、関係実務者や被害者遺族による本研究会が設置されたことは誠に意義深い。

本研究会においては、京都市における犯罪被害者等の置かれた個々の実情とニーズに沿った、個人の尊厳にふさわしい処遇の保障を確立する方向性を示すことを基本として検討を進めてきた。

ここに、これまでの成果を総括し、報告書として取りまとめるものである。

平成22年12月

京都市犯罪被害者支援策研究会

座長 奥村正雄



# 1 基本的な考え方

## (1) 定義について

- 「犯罪等」 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。  
犯罪被害者基本法及び同基本計画において「犯罪等」とは、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義されており、京都市の条例もこれに基づいた形で考える必要がある。  
殺人、強盗、傷害、性犯罪、身体への暴力（虐待、DVを含む）、交通死亡事故、ひき逃げなど、刑法等の刑罰法規に違反する行為の全てを対象とすべきことはもちろんのこと、以下のように、犯罪ではないが、これに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為についても、被害を受ける側の視点に立って、支援の対象とすべきである。
  - ・ 加害者が責任能力のない者（刑法第39条＝心神喪失、第41条＝刑事未成年）である場合
  - ・ ストーカー行為には当たらないが警告の対象となる「つきまとい」等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条及び第4条）
  - ・ 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条）
  - ・ 著しい減食（児童虐待の防止に関する法律第2条） など
- 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。  
犯罪被害者等基本法と同様、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族とする。支援対象者は、住民登録の有無にかかわらず市内に居住している者、市内に在勤・在学の者、観光旅行者その他の滞在者を含むものとする。ただし、経済的支援や生活支援などの個別の支援については、制度の趣旨を踏まえた支援対象を別途定めるものとする。

## (2) 施策について

犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等は、事件後も長く続く恐怖、失ったものへの消えない記憶、様々な生活上の困難や家庭崩壊など、人生を一変する大きな苦しみを味わっている。しかし、その受けた打撃の大きさにもかかわらず、十分な社会的支援を受けられず、多くの方々が深刻な状況に置かれている。

犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、個人の尊厳ある元の生活を取り戻すためには、被害直後の迅速な支援とともに、その後の日常生活の中で、個々の実情に応じたきめ細かで、途切れない支援が必要である。

京都市においては、国や京都府との適切な役割分担と連携の下、住民に最も身近な自治体（基礎的自治体）としての行政サービスの提供という観点に加え、政令指定都市として、都市圏における中枢都市としての広域的な効果を持ち、また、全国の都市をリードする先駆的な観点から、総合的に支援を進めていく必要がある。

## 2 被害直後の支援として

不幸にして犯罪等の被害に遭い、直接的被害だけでなく、精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮といった、さまざまな二次被害に苦しめられる犯罪被害者等に対し、被害直後に受けた被害の早期の回復と軽減を図ることを、最も重要な目的として位置付けるべきである。

### (1) 総合相談窓口の機能強化

被害直後は、被害の影響で混乱し、何をどこに相談していいか途方にくれる人が大半であり、また、いわゆるたらい回しにより同じ内容を最初から説明しなければならないなど、精神的・時間的な負担を強いられる場合もあるため、信頼できる相談窓口での適切な情報提供は支援制度の要と言える。

犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、被害者が抱える問題やニーズを的確に把握し、それに応じた支援情報の提供と助言を一元的に行うためには、京都市の総合相談窓口の機能強化が必要である。

しかし、求められる支援の内容は、精神的なケア、破壊された生活の維持や回復への支援、生活保護などの各種行政手続や法律相談など広範囲な分野に及ぶとともに、犯罪の種類や被害の程度、被害者の生活実態などに応じて多様である。

これら多岐にわたる支援を被害直後から直接支援（面談・相談、裁判や病院の付添いなど）を含め、中長期にわたって途切れなく総合的に支援することが、犯罪被害者等にとって最も有益な支援の在り方である。こうしたことから、京都市に新たな窓口を別途設けるのではなく、京都府内における唯一の公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」として実績のある、（社）京都犯罪被害者支援センターに京都市の窓口機能を設けることにより、現行の支援センターの機能と融合・一体化することで、「連絡・調整・相談」の一元化を図り、支援体制を充実させることが望ましい。

また、京都市の各分野別センター（こころの健康増進センター、教育相談総合センター、児童相談所など）との有機的な連携を図りながら、政令指定都市としての既存施策（施設）を生かしながら犯罪被害者等が直面している各般の問題に対して総合的な支援を行うことが必要である。

### (2) 経済的支援（困窮者への生活資金の給付など）

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪に遭ったことにより、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負うといった直接的な被害に加え、事件に起因して医療費や転居に伴う住宅費、職場離脱に伴う生活費など、「経済的問題」を抱えることになる。

特に、これら当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等に対しては、速やかな経済的支援が必要である。支援の方法としては、被害者等からの申立てに基づき、当座の生活資金を給付する制度が必要である。

ア 対象者（①～③を全て満たしている者）

① 市内居住者

（住民票又は外国人登録原票記載事項証明書によって確認できること。）

② 生活困窮と認められる被害者等

③ 犯罪被害給付金の支給対象となる犯罪による被害者等（死亡、重傷病、障害）

イ 金額

他都市においては、見舞金として30万円を支給する制度が大多数であり、被害直後の生活再建のための資金として、同額とすることが望ましい。

### (3) 一時利用住居の提供等

自宅が事件現場となったり、近隣住民からの二次被害による耐え難い精神的苦痛を受けたりして、自宅に居住できなくなるケースに対応するため、犯罪被害者等への一時利用住居の提供が求められている。一次利用住居は、犯罪等の発生直後における一時的・緊急避難的な住居としての「短期利用住居」と一定の生活回復期間を考慮した「中期利用住居」が必要である。

一時利用住居を確保するためには、市営住宅の活用策も重要であるが、設備面の制約からニーズに合致しない場合もあり、犯罪被害者等の心情や実情に応じた住環境に配慮するため、民間等住宅の情報提供などの仕組みも検討する必要がある。

ア 対象者

被害により従前の住居に居住することが困難となった市内居住者

（住民票又は外国人登録原票記載事項証明書によって確認できること。）

イ 提供住居

○ 短期利用住居（緊急避難）

社会福祉法人などの民間シェルター

○ 中期利用住居（生活回復期間）

市営住宅の優先入居

民間等住宅の情報提供（※全ての犯罪被害者等が対象）

## 3 一定の生活回復に向けた支援として

犯罪被害者等が平穏な日常生活を早期に回復できるよう、個々の犯罪被害者等のニーズに応じた、きめ細かい支援メニューを提供することが必要である。

### (1) 心のケアの充実

「犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査」において、事件後に必要とした支援として最もニーズが高かったものが「カウンセリング等の精神的な支え」であり、身

体的治療はもとより、安心して精神的なサポートや治療を受けられるような機能が必要である。また、子どもが心の問題を抱えることも見受けられる。

精神的被害の回復のためには、早期に適切なケアに着手するとともに、場合によっては長期にわたってじっくりと取り組んでいくことが必要なことから、精神科医や臨床心理士など、専門家によるカウンセリングを受けられる体制の充実を図るべきであり、医療ケアやカウンセリングの充実の検討が必要である。

## (2) 雇用の安定

犯罪等の被害によって入院、裁判出廷、行政機関への手続等によるやむを得ない欠勤や職場の無理解などによって、働き続けることが困難な状況に陥ることがある。犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるなどの啓発により、就業の支援を行っていくことが必要である。

# 4 京都市の地域特性を生かした独自の取組として

京都市の地域特性として、「大学のまち・学生のまち」、「国際都市」、「観光都市」が挙げられるが、これらの資源及び特色を生かした京都市独自の支援策の検討も必要である。

## (1) 大学等と連携した啓発や人材育成

「大学のまち・学生のまち」として、人口の約1割を占める約14万人の学生の力を活かし、犯罪被害者等を支援する学生ボランティアの育成を図るとともに、犯罪被害者等に関する大学講義を（財）大学コンソーシアム京都の単位互換制度を通じて、全京都の大学生が受講できるようにするなど、人材育成の取組等を検討する必要がある。

## (2) 観光旅行者等に対する支援

「国際都市」、「観光都市」として、国内外からの観光旅行者や滞在者等が安心して滞在し、生活できるための取組が必要である。

京都市で犯罪の被害に遭われた他府県の方には、（社）京都犯罪被害者支援センターと連携し、全国被害者支援ネットワークを通じた支援（電話相談、裁判の代理傍聴等）の取組を行っていくことが必要である。また、外国人の方に対しては、通訳派遣などが必要である。

## 5 社会全体で犯罪被害者等を支える社会の構築に向けて

社会全体で犯罪被害者等を支える社会の構築に向けて、学校、家庭及び地域社会が連携した教育活動、市民に対する広報啓発活動、また、犯罪被害者等の支援において重要な役割を果たす民間支援団体に対する支援を行っていく必要がある。

### (1) 学校、家庭及び地域社会が連携した教育活動

「被害者」も「加害者」も生まない社会を目指し、未来を担う子どもたちが、「いのちの大切さ」を身近なものとして考え、自他の生命を尊重し、自分だけでなく周囲の人にも大切に思う気持ちや規範意識を育む教育活動に、学校、家庭及び地域社会が連携して取り組む必要がある。

### (2) 市民に対する広報啓発

市民の多くは、犯罪被害者等に接する機会や、犯罪被害者等の置かれた立場及び必要としている支援を知る機会に乏しい状況にあることから、犯罪被害者等に対する理解はまだ十分とは言えず、周囲の人からの心無い対応や無関心による孤立等の二次被害の要因にもなっている。

こうした状況を改善し、犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう、京都市として関係機関・団体と連携したうえで、一人でも多くの市民が犯罪被害者等に対する理解を深め、そして、地域全体で支える自主的活動が促進されるよう、犯罪被害者等の置かれた立場、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、幅広く広報啓発活動を行う必要がある。

### (3) 民間支援団体に対する支援

犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体の果たす役割は大きく、今後とも、その活動はますます重要になってくる。

これらの民間支援団体の活動促進のため、京都市が助言、情報提供等の必要な支援を行っていく必要がある。

## 6 今後の検討について

京都市において犯罪被害者等支援条例が制定されることは、様々な困難に直面している犯罪被害者等にとって大きな支えになるだけでなく、市民の事件・事故への不安に対する安心のよりどころとなり、ひいては安全で安心して暮らせるまちづくりに大きな効果をもたらすことを期待する。

今後、支援事例や、犯罪被害者等を取り巻く社会状況を勘案し、京都市としても常に条例の点検作業を行っていただきたい。

本条例の制定を契機に、実効性のある支援策の実施はもとより、多くの市民が犯罪被害者等について関心を持ち、地域や社会全体が協力し合って被害者等の権利利益の保護に取り組んでいく機運が高まることが望まれる。

## 京都市犯罪被害者等支援条例（骨子案）

### 1 目的

犯罪被害者等の支援に関し、その基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって安心して暮らすことのできる市民生活の実現に寄与することを目的とします。

### 2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国及び京都府その他の地方公共団体の機関、民間支援団体その他の関係するものをいう。

### 3 基本理念

犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとします。
- (2) 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進しなければならないものとします。

### 4 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、国及び京都府との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとします。
- (2) 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとします。

### 5 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとします。

### 6 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労及び勤務に当たっては、犯罪被害者等の置かれている状況を踏まえ、十分配慮した対応に努めるものとします。

### 7 民間支援団体の責務

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等の支援を推進するとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

## **8 犯罪被害者等の支援に関する計画**

市長は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生活安全条例第5条第1項に規定する生活安全基本計画に犯罪被害者等の支援に関する事項を定めるものとします。

### **9 相談及び情報の提供等**

- (1) 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとします。
- (2) 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行う窓口を設置するものとします。

### **10 日常生活の支援**

市は、犯罪等により生活困窮を生じた犯罪被害者等で別に定めるものに対し、生活資金の給付等を行うものとします。

#### **11 住居の提供等**

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等で別に定めるものに対し、一時的な住居の提供等を行うものとします。

#### **12 精神的被害からの回復に向けた支援**

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復できるよう、必要な支援を行うものとします。

#### **13 雇用の安定**

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等の必要な施策を講じるものとします。

#### **14 大学等との連携**

市は、大学等と連携し、犯罪被害者等の支援に関する啓発及び人材の育成の取組を実施するよう努めるものとします。

#### **15 観光旅行者等に対する支援**

市は、本市の区域内において犯罪等により害を被った観光旅行者その他の滞在者に対し、民間支援団体や大学等と連携し、相談その他の必要な支援を行うものとします。

#### **16 民間支援団体に対する支援**

市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、助言、情報の提供その他の必要な施策を講じるものとします。

#### **17 教育活動の推進**

市は、学校、家庭及び地域社会の連携の下、自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとします。

#### **18 広報及び啓発**

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等及び犯罪被害者等の支援について市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとします。

#### **19 犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合**

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができるものとします。

### **20 委任**

条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めることとします。



## 京都市犯罪被害者総合相談窓口について(案)

○犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、被害者が抱える問題やニーズを的確に把握し、多岐にわたる支援を、被害直後から中長期にわたって途切れなく総合的に支援するワンストップ相談窓口として、(社)京都犯罪被害者支援センターに京都市の窓口機能を設置。

⇒現行の支援センターの機能と融合・一体化することで、「連絡・調整・相談」の一元化を図り、支援体制を充実させる。

### 1 名称

京都市犯罪被害者総合相談窓口「(社)京都犯罪被害者支援センター」

### 2 機能

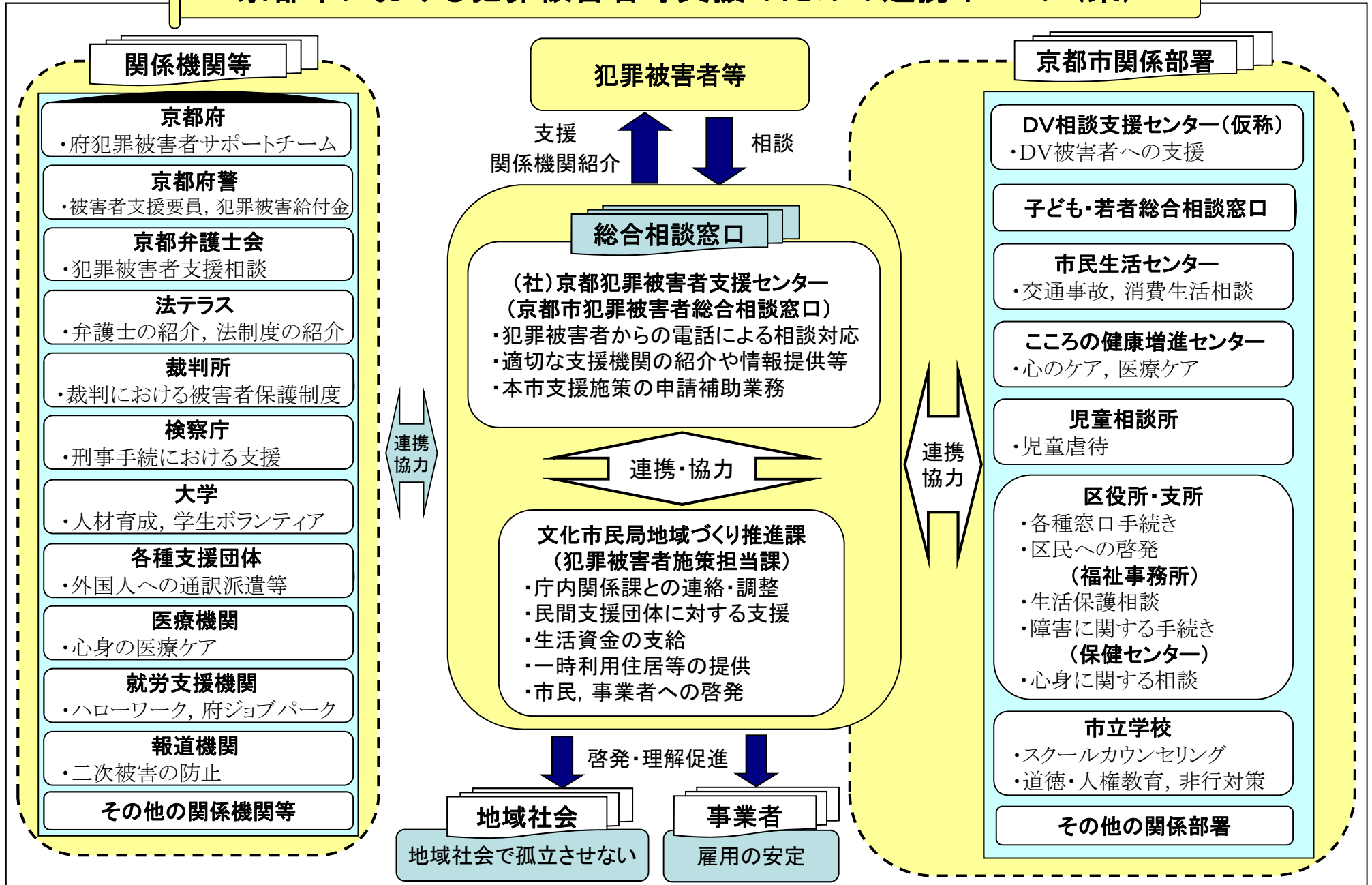
- ・犯罪被害者からの電話による相談対応, 適切な支援機関の紹介や情報提供等
- ・本市支援施策の申請補助業務
- ・広報啓発活動
- ・ボランティア相談員に対する研修

### 3 相談時間

月曜日～金曜日 13:00～18:00

(新たな専用電話は設置せず, 既存の電話番号を周知)

# 京都市における犯罪被害者等支援のための連携イメージ(案)



## 京都市犯罪被害者支援策研究会の会議開催経過

	開催日	検討事項
	平成22年7月5日(月)	平成22年度第1回「京都市生活安全施策懇話会」 ・犯罪被害者支援に関する条例案を諮問 ・犯罪被害者支援策研究会の設置
第1回	平成22年7月27日(火)	・研究会の設置趣旨 ・犯罪被害者等の実態及び支援の意義 ・関係機関における取組 ・国、地方公共団体における施策 ・条例・計画・支援策の方向性 ・今後のスケジュール
	平成22年8月20日(金) ～9月10日(金)	・「犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査」を実施
第2回	平成22年9月14日(火)	・犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査の概要及び進捗状況 ・条例案及び具体的支援策の検討 ・今後のスケジュール
第3回	平成22年10月12日(火)	・犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査結果 ・条例案及び支援策についての検討 ・中間まとめ及び生活安全施策懇話会への報告(案)
	平成22年10月29日(金)	平成22年度第3回「京都市生活安全施策懇話会」 ・研究会における検討状況を報告
	平成22年11月9日(火) ～12月8日(水)	・犯罪被害者等支援条例(骨子案)について市民意見を募集
第4回	平成22年12月10日(金)	・市民意見募集の結果 ・研究会の報告書及び生活安全施策懇話会への最終報告(案)
	平成22年12月22日(水)	平成22年度第4回「京都市生活安全施策懇話会」 ・研究会における検討結果を報告

## 京都市犯罪被害者支援策研究会名簿

氏名（敬称略）	備 考
◎奥村 正雄	(社)京都被害者支援センター副理事長（同志社大学大学院司法研究科教授）
宮井 久美子	(社)京都犯罪被害者支援センター 事務局長
細川 治	京都弁護士会 犯罪被害者支援委員会 委員長
藤田 均	犯罪被害者遺族の方
大塚 照美	京都府警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室室長補佐
中川 多鶴子	京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課参事
樋掛 実喜雄	京都市文化市民局市民生活部地域づくり推進課安全対策・市民活動支援担当課長

◎：座長

### 【庁内関係課】

所 属
行財政局人材活性化推進室
総合企画局国際化推進室
文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課
文化市民局市民生活部人権文化推進課
文化市民局市民生活部市民総合相談課
産業観光局商工部産業政策課
保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課
保健福祉局保健福祉部こころの健康増進センター
保健福祉局生活福祉部地域福祉課
保健福祉局子育て支援部児童家庭課
保健福祉局子育て支援部児童相談所
都市計画局住宅室住宅政策課
中京区区民部まちづくり推進課
教育委員会事務局指導部生徒指導課
教育委員会事務局体育健康教育室